

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年12月16日

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 鈴木 郁也

【本店の所在の場所】 東京都港区芝3丁目33番1号

【事務連絡者氏名】 ファンド・レポート部 部長 橋詰 廣志

【電話番号】 03-6737-0521

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 GARSファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初自己設定
100万円
継続募集額
上限10兆円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年9月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の内容に訂正すべき事項が生じたので、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の「第一部 証券情報」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

(4)発行（売出）価格

<訂正前>

（前略）

継続申込期間

（中略）

販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

<訂正後>

（前略）

継続申込期間

（中略）

販売会社の詳細につきましては、下記「（8）申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

(8)申込取扱場所

<訂正前>

（前略）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

（後略）

<訂正後>

（前略）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

（後略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「1 ファンドの性格」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

(1)ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの特色を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1.多様な投資アイデアを活用して、幅広く分散投資を行うことで、収益機会を追求しつつ、ポートフォリオのリスクの低減を図ります。

主として、スタンダード・ライフ・インベストメンツが運用を行う円建外国投資信託証券「Global Absolute Return Strategies Fund Class D^{A, H, JPY}」（以下「主要投資対象ファンド」ということがあります。）への投資を通じて、日本円短期金利（円LIBOR 6ヶ月物）を上回る投資成果を目指す絶対収益追求型ファンドです。

主要投資対象ファンドを通じて、主として世界の株式、債券、為替、デリバティブ等の多様な資産に対して、様々な運用戦略を活用した投資を行うことで、リスクの低減を図りつつ、日本円短期金利（円LIBOR 6ヶ月物）を上回る投資成果を目指します。

株式や債券への投資を通じて収益獲得を目指す従来型の運用に加え、為替やデリバティブ等の買建や売建を活用することで、幅広い収益機会を追求します。

運用戦略は以下の4種類に大別されます。

市場リターン戦略、銘柄選択戦略、ディレクショナル（方向性）戦略、レラティブ・バリュー（相対価値）戦略

運用戦略の詳細については、後掲「ご参考情報」をご覧ください。

各戦略間の値動きの関係（相関関係）や各戦略の期待リターン・リスク特性等を勘案し、戦略間の補完関係が高い組み合わせを行うことで、ポートフォリオのリスク分散を図り、短期的な下振れリスクの抑制を目指します。

主要投資対象ファンドは、組入外貨建資産について対円で為替ヘッジを行うことがあります。

為替による収益を追求する運用以外では、為替ヘッジを行うことを基本とし、為替リスクの低減を図ります。

主要投資対象ファンドの他、「マネープールマザーファンド」にも投資します。


? 絶対収益追求型ファンドとは

特定の市場の動向に関わらず収益を追求することを目標として運用を行うファンドのことで、絶対に収益を得られるという意味ではありません。

スタンダード・ライフ・インベストメンツについて

- 英国の大手生命保険スタンダード・ライフの運用部門が独立し、1998年に設立しました。総額約26.5兆円*の幅広い資産の運用を行っています。
- 英国エジンバラに本社を置き、欧州・米国・アジア等の世界各地に拠点を有し、約420名*のプロフェッショナルが運用に従事しています。
- *2013年6月末現在、運用資産総額は、米ドルベースの残高を2013年9月末の為替レートに基づき三井住友トラスト・アセットマネジメントが円換算

(出所)スタンダード・ライフ・インベストメンツのデータを基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



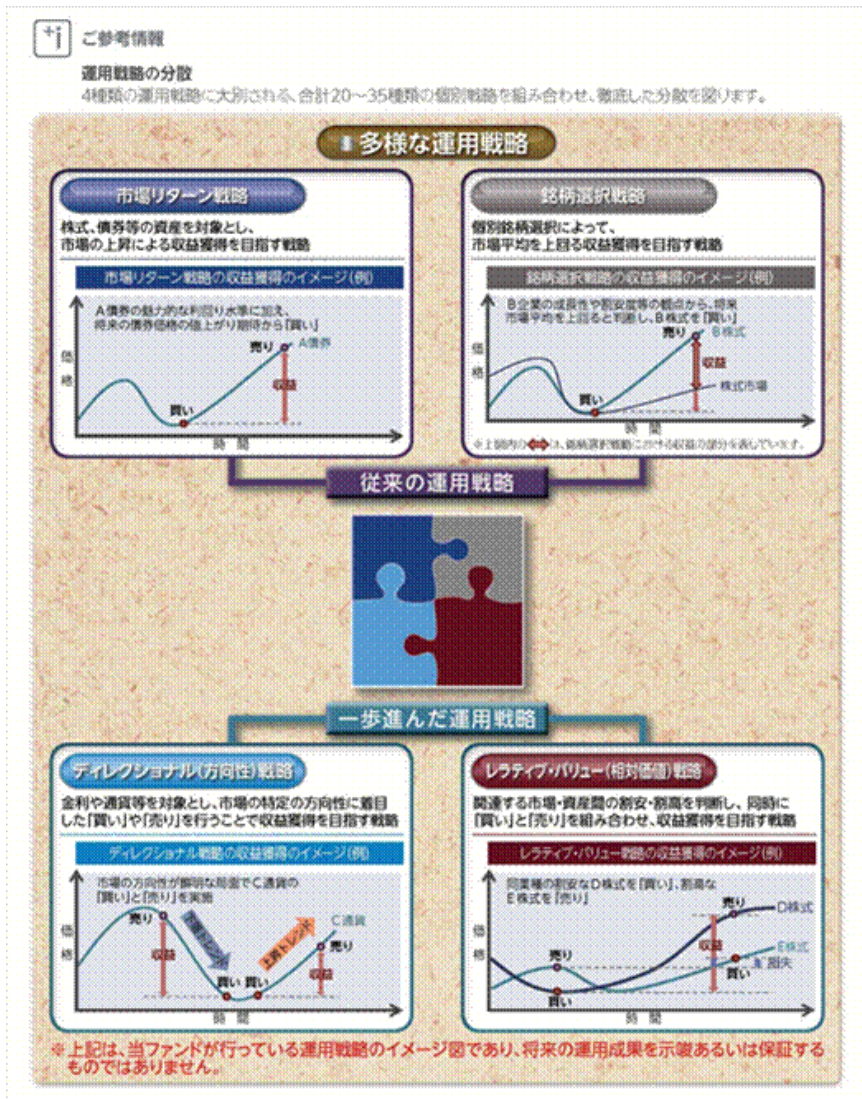
英国エジンバラの本社

2.ポートフォリオの見直しを行いながら、様々な市場環境において収益機会を追求します。

長期的な戦略のもと、世界のマーケットの中からタイムリーな投資アイデアを活用し、様々な市場環境において収益機会を追求します。

リスクの偏りがないように各戦略のリスクを適切に調整するとともに、流動性（換金性）にも配慮した運用を行います。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。



(3)ファンドの仕組み

該当情報を以下の内容に訂正します。

(注) 下線部 _____ は訂正部分を示します。

委託会社の概況

< 訂正前 >

イ．資本金の額：3億円（平成25年7月31日現在）

ロ．委託会社の沿革

（中略）

ハ．大株主の状況（平成25年7月31日現在）

（後略）

< 訂正後 >

イ．資本金の額：3億円（平成25年10月31日現在）

ロ．委託会社の沿革

（中略）

ハ．大株主の状況（平成25年10月31日現在）

（後略）

[次へ](#)

2 投資方針

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

(2)投資対象

該当情報を以下の内容に訂正します。

(注)下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

- 投資対象ファンドの概要 -

(中略)

以下の内容は、平成25年9月30日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- 投資対象ファンドの概要 -

(中略)

以下の内容は、平成25年10月31日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

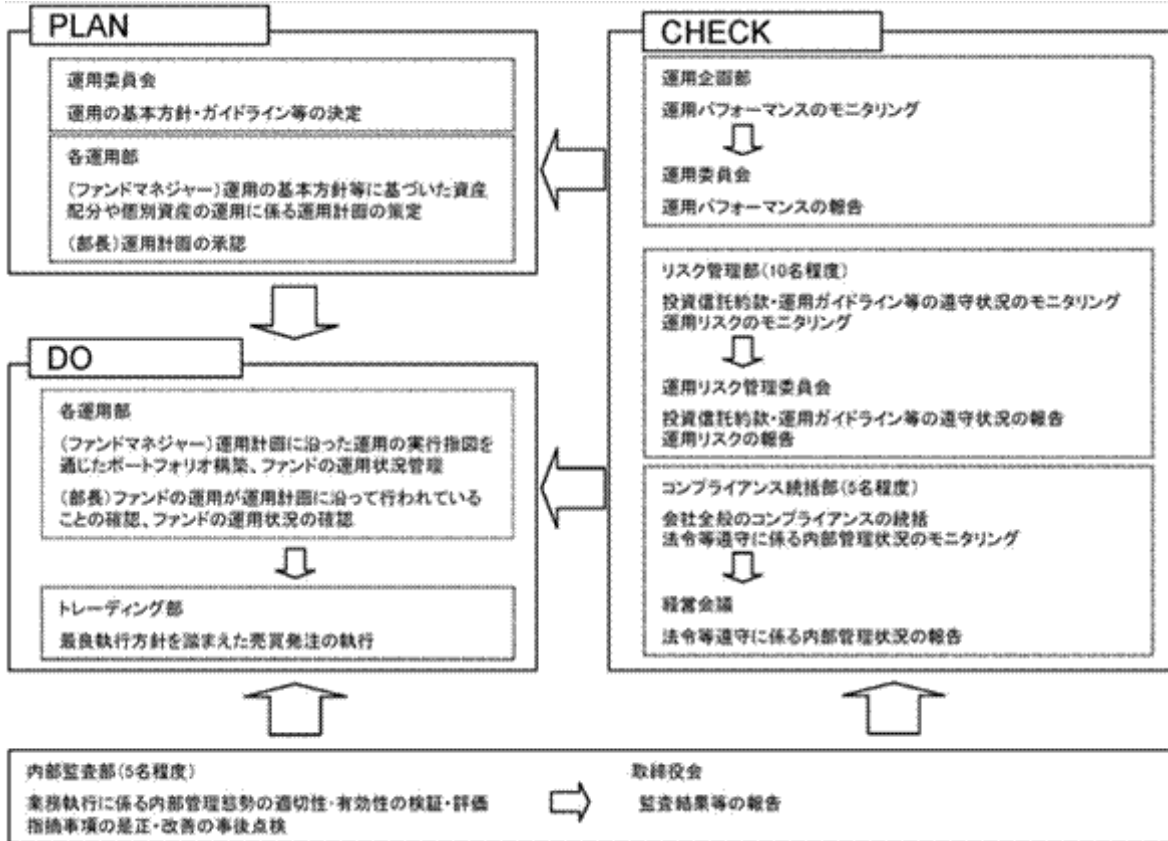
(後略)

(3)運用体制

該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、平成25年12月16日現在のものであり、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

[次へ](#)

3 投資リスク

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「3 投資リスク」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部 _____ は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) ファンドのリスク

（中略）

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

（中略）

(2) リスクの管理体制

（中略）

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及びコンプライアンス会議に報告します。

（後略）

<訂正後>

(1) ファンドのリスク

（中略）

流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。ファンドは、主要投資対象ファンドを通じて、世界主要国・通貨の債券先物取引及び為替予約取引等を行います。これらの取引の反対売買を行う際、流動性リスクが顕在化する可能性があります。

（中略）

(2) リスクの管理体制

（中略）

運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用リスク管理委員会及び経営会議に報告します。

（後略）

[次へ](#)

4 手数料等及び税金

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「4 手数料等及び税金」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

(3)信託報酬等

（中略）

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、換金（解約）手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
Global Absolute Return Strategies Fund - Class D ^{A, H, JPY}	年率 0.85%
マネープールマザーファンド	ありません。

（中略）

(5)課税上の取扱い

（中略）

上記は、平成25年9月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

（前略）

(3)信託報酬等

（中略）

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

各投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、換金（解約）手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
Global Absolute Return Strategies Fund - Class D ^{A, H, JPY}	年率 0.85% (税抜 0.85%)
マネープールマザーファンド	ありません。

（中略）

(5)課税上の取扱い

（中略）

上記は、平成25年10月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

[次へ](#)

5 運用状況

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第1 ファンドの状況」「5 運用状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

以下の記載は、平成25年10月31日現在の状況について記載してあります。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルク	987,990	98.04
親投資信託受益証券	日本	10,000	0.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		9,726	0.97
合計(純資産総額)		1,007,716	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
ルクセンブルク	投資証券	Global Absolute Return Strategies Fund-Class D ^{A, H, JPY}	570.763	1,716.99	980,000	1,731.00	987,990	98.04
日本	親投資信託受益証券	マネーブルマザーファンド	9,961	1.0039	10,000	1.0040	10,000	0.99

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.04
親投資信託受益証券	0.99
合計	99.03

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

	純資産総額(円)		1万口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
平成25年10月末日	1,007,716		10,077	

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

該当事項はありません。

(4)設定及び解約の実績

該当事項はありません。

(参考情報)

マネープールマザーファンド

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	159,955,560	93.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,058,892	6.47
合計(純資産総額)		171,014,452	100.00

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)		評価額(円)		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額			
日本	国債証券	第381回国庫短期証券	80,000,000	99.95	79,960,560	99.96	79,968,720	0.0	2014/07/22	46.76
日本	国債証券	第338回国庫短期証券	40,000,000	99.93	39,972,630	99.98	39,995,000	0.0	2014/01/20	23.39
日本	国債証券	第352回国庫短期証券	40,000,000	99.92	39,971,920	99.97	39,991,840	0.0	2014/03/20	23.39

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	93.53
合計	93.53

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

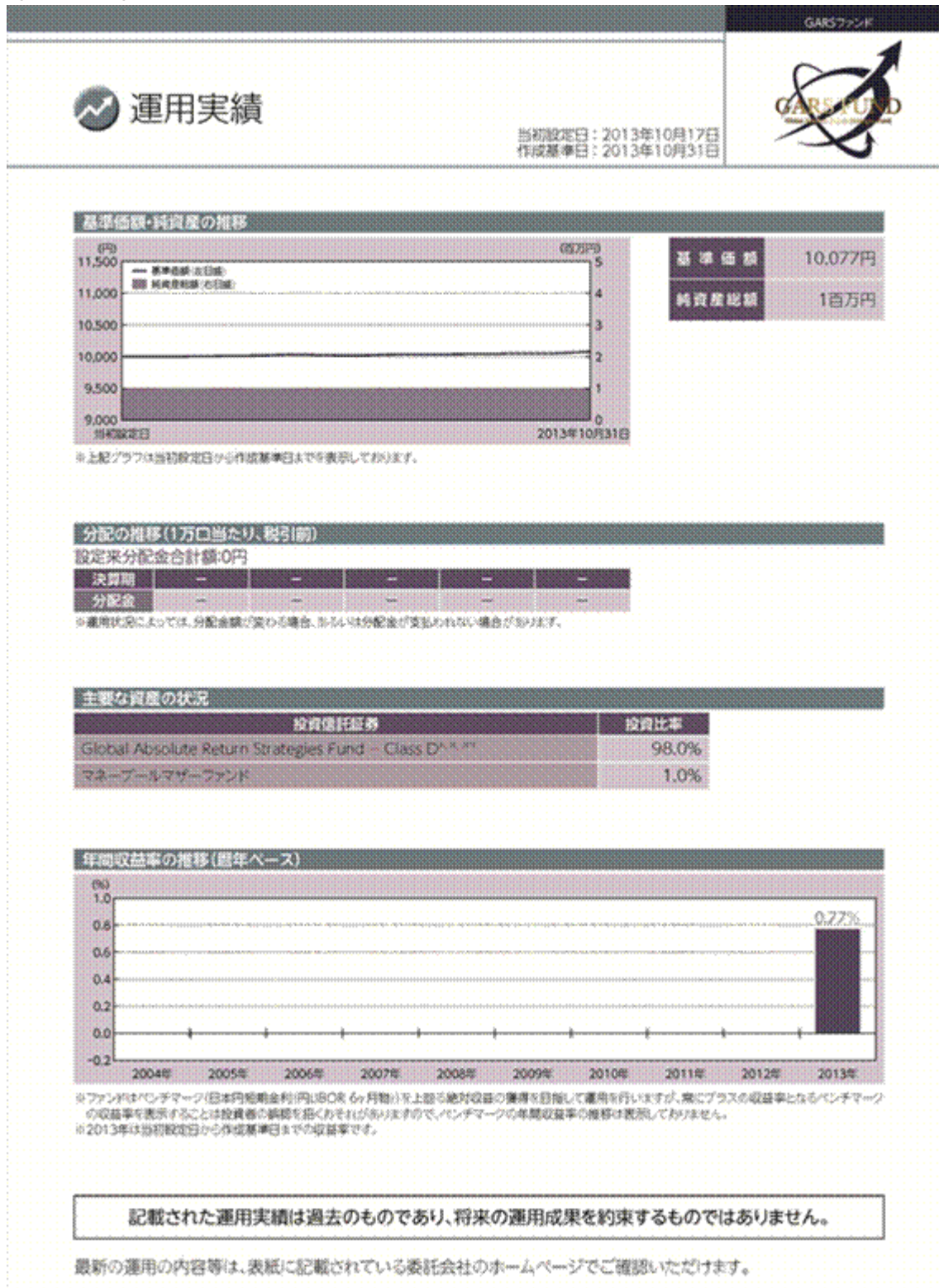
投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績



第2【管理及び運営】

1 申込（販売）手続等

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「1 申込（販売）手続等」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部 _____ は訂正部分を示します。

(1)申込手続

<訂正前>

（前略）

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

<訂正後>

（前略）

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

2 換金（解約）手続等

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「2 換金（解約）手続等」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

(4) 解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします（信託財産留保額の控除はありません。）。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先にお問い合わせください。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差し引いた金額となります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

(4) 解約価額

一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌々営業日の基準価額とします（信託財産留保額の控除はありません。）。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先にお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

なお、受益者の手取額は、当該解約価額から税額を差し引いた金額となります。

（後略）

[次へ](#)

3 資産管理等の概要

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「3 資産管理等の概要」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資産の評価

（中略）

基準価額の算出頻度及び照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

（後略）

<訂正後>

(1)資産の評価

（中略）

基準価額の算出頻度及び照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、上記「1申込（販売）手続等（1）申込手続」に記載の照会先までお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<http://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（後略）

4 受益者の権利等

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第2 管理及び運営」「4 受益者の権利等」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

（中略）

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（後略）

<訂正後>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

（中略）

上記 に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第3 ファンドの経理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

1 財務諸表

- (1) 当ファンドは、平成25年10月17日から運用を開始していますが、基準日（平成25年10月31日）現在、該当事項はありません。
当ファンドの会計監査は、有限責任監査法人トーマツが行います。
- (2) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの財務諸表は有価証券報告書に記載されません。
- (3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成され、監査証明を受けた当ファンドの中間財務諸表は半期報告書に記載されます。
- (4) 法令の定めるところにより、当ファンドの有価証券報告書の提出は、計算期間の終了毎に行われ、半期報告書の提出は、計算期間開始6ヶ月経過毎に行われます。

2 ファンドの現況

純資産額計算書(平成25年10月31日現在)

資産総額	1,007,996 円
負債総額	280 円
純資産総額(-)	1,007,716 円
発行済口数	1,000,000 口
1口当たり純資産額(/)	1.0077 円
1万口当たり純資産額	10,077 円

(参考情報)

マネープールマザーファンド

資産総額	171,014,452 円
負債総額	円
純資産総額(-)	171,014,452 円
発行済口数	170,334,335 口
1口当たり純資産額(/)	1.0040 円
1万口当たり純資産額	10,040 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「1 委託会社等の概況」につきまして、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部 _____ は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成25年7月31日現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

（中略）

投資運用の意思決定機構

（中略）

[CHECK（検証・評価）]

運用部門において各運用部から独立した運用企画部は、ファンド品質の維持・向上の観点から、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）にパフォーマンス等に係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及びコンプライアンス会議（議長は社長）に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN DO CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成25年10月31日現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

（中略）

投資運用の意思決定機構

（中略）

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映させています。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理部及びコンプライアンス統括部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用リスク管理委員会（委員長はリスク管理部担当役員）及び経営会議（議長は社長）に報告されます。こうした牽制態勢のもと、PLAN - DO - CHECKのPDCサイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

さらに、内部監査部は、業務執行に係る内部管理態勢の適切性・有効性を独立した立場から検証・評価します。この監査結果等を取締役に報告するとともに、指摘事項の是正・改善状況の事後点検を行います。

委託会社の機構は平成25年12月16日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「2 事業の内容及び営業の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

（前略）

平成25年7月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	<u>320</u>	<u>4,361,531</u>
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	<u>1</u>	<u>64</u>
単位型公社債投資信託	0	0
合計	<u>321</u>	<u>4,361,595</u>

< 訂正後 >

（前略）

平成25年10月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	<u>337</u>	<u>4,549,168</u>
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	<u>0</u>	<u>0</u>
単位型公社債投資信託	0	0
合計	<u>337</u>	<u>4,549,168</u>

[次へ](#)

5 その他

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「5 その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)定款の変更

（中略）

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成25年9月30日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

<訂正後>

(1)定款の変更

（中略）

(2)訴訟事件その他の重要事項

平成25年12月16日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第3【その他】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第3 その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

(注) 下線部 _____ は訂正部分を示します。

< 訂正前 >

(前略)

(3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

(中略)

__ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

(中略)

(6) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

(7) (略)

(8) (略)

(9) 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。

< 訂正後 >

(前略)

(3) 目論見書の表紙等に以下の趣旨の事項を記載することがあります。

(中略)

ファンドに関する請求目論見書は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

__ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

(中略)

(6) 交付目論見書の表紙等に委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載し、これらのアドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。

(7) 有価証券届出書に記載された内容を明瞭に表示するため、目論見書にグラフ、図表等を使用することがあります。

(8) (略)

(9) (略)

(10) 有価証券届出書に記載された運用実績の参考情報のデータを適時更新し、目論見書に記載することがあります。